



Global Tax Planning

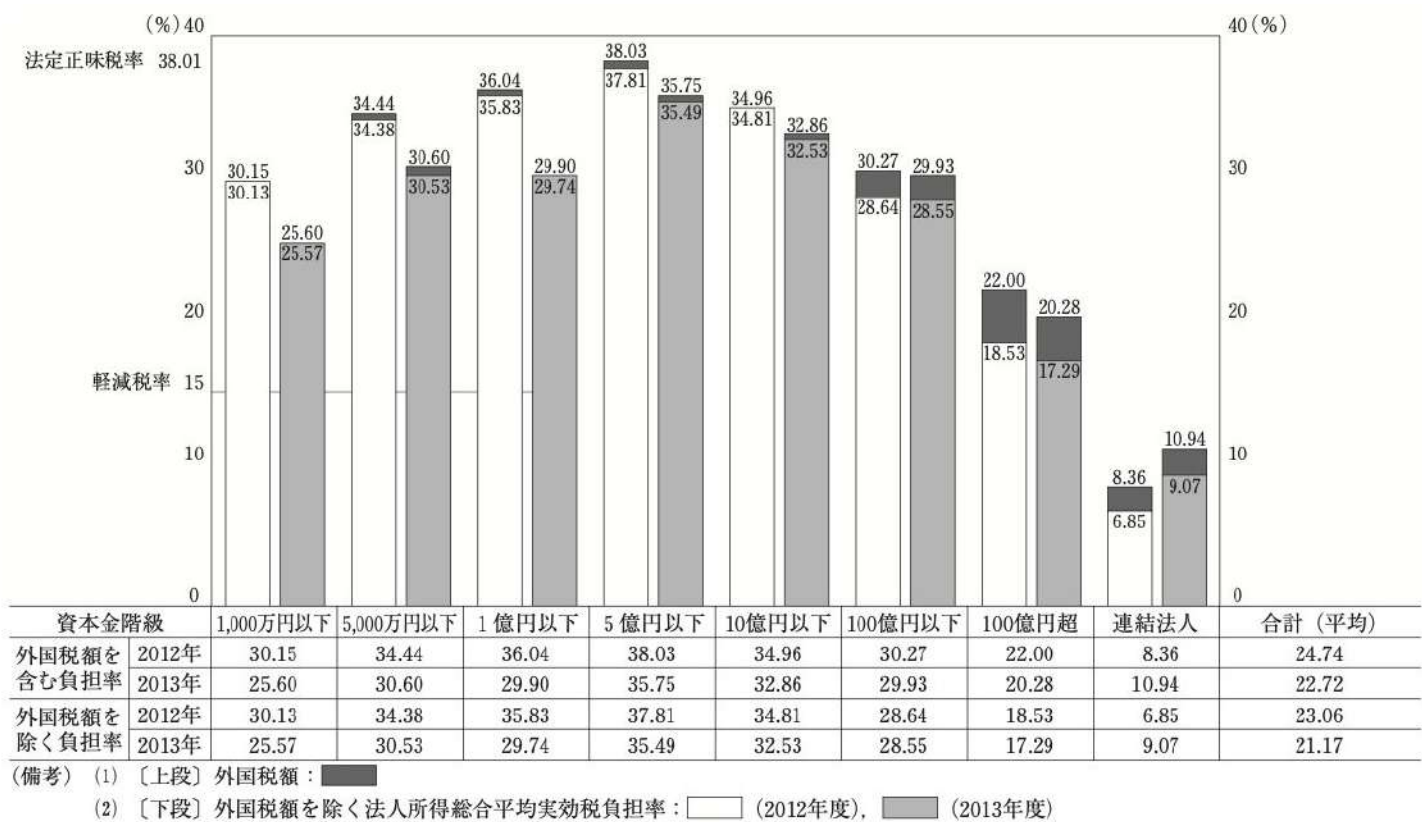
and Tripolar System that Japanese Companies should take

HATASE
HOLDINGS

Effective Tax Rate in Japan



企業規模別の法人税負担



税金を払わない企業リスト - 富岡幸雄(2013)

社 名		企業 種類 別の区分	区 分		2013～2014年3月期		
			申告 方式の 区分	損 益 計算書 の区分	決 算 期 の 区 分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)
2	ソフトバンク	持株	単 体	2013.3 2014.3 計	78,886 238,426 317,312	5 5 10	0.003
			連 結	2013.3 2014.3 計	715,504 922,367 1,647,871		
3	みずほFG	持株	単 体	2013.3 2014.3 計	241,897 286,489 528,386	226 288 514	0.097
			連 結	2013.3 2014.3 計	717,832 985,366 1,703,198		
4	三菱UFJ FG	持株	単 体	2013.3 2014.3 計	188,699 226,553 415,252	577 697 1,274	0.31
			連 結	2013.3 2014.3 計	1,333,789 1,543,030 2,896,819		
5	ファーストリテイリング	持株	連 結	2013.8 2013.8	75,633 141,525	5,233	6.92
6	丸 紅	事業	連 結	2013.3 2014.3 計	157,254 236,573 393,627	42,848 -14,803 28,045	7.12
7	アステラス製薬	事業	単 体	2013.3 2014.3 計	145,543 120,493 266,036	9,138 13,223 22,361	8.41
			連 結	2013.3 2014.3 計	127,115 121,975 249,090		
8	みずほ銀行	事業	単 体	2013.3 2014.3 計	257,773 653,171 910,944	6,714 71,924 78,638	8.63
			連 結	2013.3 2014.3 計	328,586 769,218 1,097,804		

社 名		区 分			2013～2014年3月期		
		企業 種類 別の区分	申告 方式の区分	損益計算書の 区分	決算 期の 区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)
9	第一三共	事業	単体	2013.3 2014.3 計	68164 104192 172356	18,280 979 19,259	11.17
			連結	2013.3 2014.3 計	95861 99775 195636		
10	キリンHD	持株	単体	2013.12 2013.12 計	95940 157206	11,995	12.50
11	住友商事	事業	連結	2013.3 2014.3 計	319021 304246 623267	43,139 36,862 80,001	12.84
			連結	2013.3 2014.3 計	62192 83542 145734	13,701 7,042 20,743	
12	阪急阪神HD	持株	連結	2013.3 2014.3 計	172572 283726 456298	21,103 45,389 66,492	14.57
13	オリックス	持株	単体	2013.3 2014.3 計	83177 163877 247054	15,606 27,255 42,861	17.35
			連結	2013.3 2014.3 計	204603 242056 446659		
15	ニコン	事業	連結	2013.3 2014.3 計	61856 74691 136547	12,081 11,714 23,795	17.43
16	野村HD	持株	連結	2013.3 2014.3 計	237730 361614 599344	78,082 28,104 106,186	17.72
17	三菱電機	事業	連結	2013.3 2014.3 計	65141 248990 314131	23,490 34,241 57,731	18.38

社 名		区 分			2013～2014年3月期		
		企業 種類 別の区分	申告 方式の 区分	損益 計算書 の区分	決算 期の 区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)
18	京セラ	事業 単体	単 体	2013.3	68,802	16,139	18.89
				2014.3	80,546	12,080	
				計	149,348	28,219	
				2013.3	101,363		
19	三菱東京UFJ銀行	事業 単体	単 体	2014.3	146,268	109,342	19.19
				計	247,531	248,085	
				2013.3	877,468	357,427	
				2014.3	984,789		
20	住友金属鉱山	事業 単体	単 体	計	1,862,257		20.56
				2013.3	1,072,913		
				2014.3	1,196,769		
				計	2,269,682		
21	サントリーHD	持 連	連 進	2013.3	88,376	19,778	21.16
				2014.3	73,587	13,528	
				計	161,963	33,306	
				2013.3	122,455		
22	三井不動産	事業 単体	単 体	2014.3	111,006		21.32
				計	233,461		
				2013.12	285,826	60,488	
				2013.3	64,654	17,720	
23	日産自動車	事業 単体	単 体	2014.3	72,351	11,490	21.45
				計	137,005	29,210	
				2013.3	110,945		
				2014.3	126,710		
24	伊藤忠商事	事業 単体	単 体	計	237,555		22.27
				2013.3	487,333	86,065	
				2014.3	529,378	131,990	
				計	1,016,711	218,055	
25	三菱自動車	事業 単体	単 体	2013.3	379,639	75,563	22.55
				2014.3	360,762	88,249	
				計	740,401	164,912	
				2013.3	69,396	17,383	
		事業 単体	単 体	2014.3	117,194	24,693	
				計	185,590	42,076	
				2013.3	69,396	17,383	
				2014.3	117,194	24,693	

税金を払わない企業リスト - 富岡幸雄(2013)

社 名	区 分			2013～2014年3月期		
	企業 様別の 区分	申告 方式の 区分	決算 期の 区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
26 三菱商事	事業	連結	2013 2014 計	442725 531954 974680	107,673 118,935 226,608	23.25
27 マツダ	事業	連結	2013 2014 計	39101 97409 136510	16,231 15,655 31,886	23.36
28 J F E HD	持株	連結	2013 2014 計	75381 160509 235890	26,302 28,886 55,188	23.40
29 三井住友銀行	事業	単体	2013 2014 計	665400 946483 1,611,883	209,704 182,869 392,573	24.35
		連結	2013 2014 計	921833 1,291,937 2,213,770		
30 豊田自動織機	事業	単体	2013 2014 計	49975 94516 144,492	13,900 22,750 36,650	25.36
		連結	2013 2014 計	80125 138133 218259		
31 日野自動車	事業	連結	2013 2014 計	66102 112438 178540	14,550 32,077 46,627	26.12
32 キヤノン	事業	連結	2013.12	347604	91,297	26.26
33 デンソー	事業	単体	2013 2014 計	196134 296081 492218	47,468 81,938 129,406	26.29
		連結	2013 2014 計	281890 418637 700527		

社 名	区 分			2013～2014年3月期		
	企業 様別の 区分	申告 方式の 区分	決算 期の 区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
34 東京ガス	事業	単体	2013 2014 計	114243 128582 242,825	31,281 32,655 63,936	26.33
		連結	2013 2014 計	150445 158350 308,795		
35 武田薬品工業	事業	単体	2013 2014 計	20(353) 253054 456585	58,294 63,900 122,194	26.76
		連結	2013 2014 計	133068 158851 291,919		
36 日立製作所	事業	連結	2013 2014 計	344537 568182 912719	104,422 144,284 248,706	27.25
37 本田技研工業	事業	連結	2013 2014 計	488891 728940 1,217,831	125,724 207,236 332,960	27.34
38 いすゞ自動車	事業	単体	2013 2014 計	78815 79748 158563	23,025 21,720 44,745	28.22
		連結	2013 2014 計	138213 188448 326,661		
39 三菱重工業	事業	連結	2013 2014 計	155448 214421 369869	26,059 81,137 107,196	16.76 37.84 28.98
40 東芝	事業	連結	2013 2014 計	159629 180938 340567	50,447 53,799 104,237	30.61
41 J X HD	持株	連結	2013 2014 計	272040 220331 492371	72,439 80,255 152,748	31.02

社 名	区 分			2013～2014年3月期		
	企業 様別の 区分	申告 方式の 区分	決算 期の 区分	税引前純利益 (百万円)	法人税等 (百万円)	実効税負担率 (%)
42 日 揮	事業	単体	2013 2014 計	56,249 66,094 122,343	15,493 22,868 38,361	31.36
		連結	2013 2014 計	62,312 76,909 139,221		
43 味の素	事業	連結	2013 2014 計	100,828 73,302 174,130	39,716 15,293 55,009	31.59
44 トヨタ自動車	事業	連結	2013 2014 計	1,403,649 2,441,080 3,844,729	391,678 824,087 1,215,765	31.62
45 タボタ	事業	単体	2013 2014 計	63,885 99,879 163,764	19,738 32,357 52,095	31.81
		連結	2013 2014 計	127,178 211,293 338,471		
46 スズキ	事業	連結	2013 2014 計	139,403 197,090 336,493	40,405 67,212 107,617	31.98

(注) 1. 本調査は、法定正味税率が38.01%に引き下げられた2012年4月1日以後に開始する事業年度を調査対象期間としたため、3月決算会社は、2013年3月期および2014年3月期の2期にわたるため、決算期別の内訳を表示した。

(1) このため、「税引前純利益」および「法人税等」について、2決算期の「計」を表示している。

(2) 「実効税負担率」について、2決算期の「平均率」を表示している。

2. 単体納税申告方式を採用している企業については、グループ全体の業績のスケールを知ることができないので、「税引前純利益」欄には、連結損益計算書上に示されている「税引前純利益」を併記して表示することとしている。

3年平均で法人税負担が低いランキング (2019)

順位	会社名	法人税負担率 (%)	法人税負担額 (百万円)	法人税負担率 (%)	法人税負担率 (%)
1	ソフトバンクグループ	▲32.603	2,788,458	3,876,484	▲29.5%
2	ファミリーマート	▲16.071	65,347	87,376	▲24.2%
3	オリエント	▲4.292	81,348	85,588	▲5.2%
4	コーポレーション	▲4.292	81,348	85,588	▲5.2%
5	トヨタ	▲4.368	109,437	156,142	▲4.0%
6	日本航空	14,494	481,492	450,287	3.0%
7	九州電力	7,533	208,674	196,997	3.6%
8	東京さくら	1,546	35,553	34,126	3.7%
9	フィナンシャルグループ	7,582	161,750	154,492	4.6%
10	新日本	4,788	85,081	77,071	5.6%
11	日本マクドナルド	3,219	54,572	51,329	5.8%
12	ホールディングス	7,328	118,890	92,184	6.1%
13	SUMCO	48,973	732,913	683,301	6.6%
14	東京電力	5,106	74,087	66,516	6.8%
15	ディー・エヌ・エー	6,036	102,537	93,141	6.7%
16	西野建設	44,212	455,447	410,952	9.7%
17	北海道電力	5,702	84,956	47,699	10.3%
18	住友	16,895	162,182	140,746	10.4%
19	ルネサス	20,920	193,536	172,304	10.8%
20	エレクトロニクス	36,774	329,889	287,547	11.1%
21	大塚	24,249	203,535	163,489	11.9%
22	三愛サス化学	95,686	720,321	577,176	13.2%
23	日本製鉄	6,349	47,438	41,091	13.3%
24	興和	102,210	582,652	572,998	14.9%
25	ホールディングス	25,021	191,624	160,879	15.1%
26	ミネベアミツミ	16,218	105,515	90,297	15.3%
27	アドバンテクト	45,879	285,277	212,539	16.0%
28	三井化学	347,518	2,153,608	1,739,529	16.1%
29	小野薬品工業	320,922	1,962,316	1,480,354	16.3%
30	ソニー	16,595	104,188	75,225	16.3%
31	古河電気工業	170,511	1,029,413	799,933	16.5%
32	住友	50,259	298,151	242,562	16.8%
33	丸紅	132,449	744,094	597,500	17.8%
34	太陽誘電	9,668	55,341	45,470	17.8%
35	ヤマハ	52,735	177,854	144,850	18.4%
36	東芝	50,246	318,818	251,604	18.4%
37	第一生命	186,215	1,006,475	820,249	18.5%
38	ホールディングス	8,237	44,259	33,003	18.6%
39	ケネディクス	102,628	548,354	452,846	18.7%
40	SUMCO	20,622	109,733	82,712	18.7%
41	川崎重工業	71,553	379,700	308,337	18.8%
42	H O Y A	143,205	748,849	605,045	19.1%
43	アサナクス製薬	326,860	1,700,405	1,276,557	19.2%
44	みずほフィナンシャルグループ	32,845	169,850	135,929	19.3%
45	西武ホールディングス	35,112	178,468	143,402	19.6%
46	オリオン	30,700	155,912	104,424	19.6%
47	アルファスルパイン	8,242	41,930	33,704	19.6%
48	エディオン	617,015	3,101,334	2,286,222	19.8%
49	小豆	126,448	635,535	509,076	19.8%
50	村田製作所	28,518	143,183	109,164	19.9%
51	京成電鉄	89,455	445,752	353,953	20.0%

順位	会社名	法人税負担率 (%)	法人税負担額 (百万円)	法人税負担率 (%)	法人税負担率 (%)
51	日立金属	32,030	166,040	124,173	20.5%
52	三菱ケミカル	189,456	890,476	537,577	20.6%
53	ホールディングス	122,877	584,038	452,326	20.6%
54	豊田自動織機	43,280	209,554	157,278	20.6%
55	昭和薬工	10,600	51,331	39,392	20.6%
56	ハーモニック・ドライブ・システムズ	23,942	114,200	90,262	20.9%
57	クレハ	8,178	39,099	30,631	20.9%
58	テルモ	59,718	284,320	224,950	21.0%
59	第一三井	53,928	254,640	207,157	21.1%
60	九州旅客鉄道	39,362	184,995	144,461	21.3%
61	太平洋セメント	36,298	170,557	129,674	21.2%
62	ニチハ	8,484	39,330	30,660	21.5%
63	J-POWER	51,108	234,775	156,129	21.7%
64	フジ・メディア・ホールディングス	22,108	101,245	75,979	21.8%
65	東海東京フィナンシャル・ホールディングス	10,801	49,465	38,466	21.8%
66	デンカ	18,475	84,449	66,226	21.8%
67	新日本建設	8,666	59,796	31,674	21.8%
68	伊藤忠商事	381,094	1,733,996	1,233,077	21.9%
69	ローム	30,628	159,812	109,122	21.9%
70	三菱UFJ	851,181	3,857,932	2,788,793	22.0%
71	住友化学	126,695	574,372	337,242	22.0%
72	T P R	14,810	67,113	35,950	22.0%
73	東急	57,147	257,039	195,208	22.2%
74	太陽日産	37,479	166,155	124,950	22.2%
75	双日	52,189	233,180	168,021	22.3%
76	小野薬品工業	45,491	203,603	157,616	22.3%
77	カシオ計算機	17,326	77,435	60,108	22.3%
78	トモホールディングス	13,724	61,160	47,131	22.4%
79	日新電機	11,449	50,881	38,442	22.5%
80	住友ベークライト	12,100	53,509	40,784	22.6%
81	キリンホールディングス	150,684	661,391	524,417	22.7%
82	スタンレー電気	35,799	157,245	104,958	22.7%
83	北洋銀行	13,191	57,859	44,531	22.7%
84	日本空港ビルデング	16,163	70,760	51,666	22.8%
85	フイオン	20,748	96,253	61,384	22.9%
86	森田	87,050	377,428	290,862	23.0%
87	ダイセル	40,813	177,336	115,561	23.0%
88	横河電機	23,655	103,332	75,654	23.0%
89	デンソー	269,844	1,166,792	832,704	23.1%
90	J S R	29,855	128,709	94,424	23.1%
91	S C S K	27,534	118,793	89,638	23.1%
92	ネクソン	54,547	234,562	184,555	23.2%
93	三幸電機	529,201	2,265,975	1,591,203	23.3%
94	日本鋼板	20,767	88,802	67,490	23.3%
95	S B Iホールディングス	46,448	197,986	131,687	23.4%
96	マツモーター	19,520	83,347	63,826	23.4%
97	信越化学工業	235,397	957,752	751,272	23.5%
98	あおぞら銀行	37,311	197,518	123,043	23.6%
99	三井海洋開発	19,308	81,519	62,357	23.6%
100	新田建設	23,802	100,305	70,950	23.7%

順位	会社名	法人税負担率 (%)	法人税負担額 (百万円)	法人税負担率 (%)	法人税負担率 (%)
101	東亜エレクトロニクス	177,989	745,856	567,807	23.8%
102	東洋インキSCホールディングス	11,472	48,038	35,010	23.8%
103	三菱電機	234,027	976,785	709,021	23.9%
104	ヤマハ発動機	99,122	398,926	258,122	23.9%
105	三井住友フィナンシャルグループ	772,896	3,211,734	2,167,568	24.0%
106	スクウェア・エニックス・ホールディングス	26,457	84,801	64,323	24.1%
107	日本ユニシス	11,777	48,574	36,448	24.2%
108	北野ファイブ製作所	11,894	48,031	36,271	24.2%
109	塩野製薬	104,710	430,416	325,504	24.3%
110	日能化学	26,936	107,046	80,540	24.3%
111	天井製薬	16,035	65,787	49,307	24.3%
112	AGC	75,739	310,391	206,256	24.4%
113	イオンフィナンシャルサービス	47,760	195,414	117,539	24.4%
114	デイズコ	28,218	119,546	90,198	24.4%
115	東海パルソン	25,919	106,019	77,885	24.4%
116	セガサミーホールディングス	12,969	53,132	39,179	24.4%
117	三井物産	396,298	1,595,513	1,138,830	24.5%
118	東海海上ホールディングス	272,613	1,110,246	832,618	24.6%
119	中外製薬	71,936	292,928	218,793	24.6%
120	セグロ	101,877	416,525	298,642	24.6%
121	日本精工	59,197	240,094	170,681	24.6%
122	日本新薬	15,411	54,468	41,094	24.6%
123	板倉	56,091	226,331	143,504	24.7%
124	新松正ニクス	17,626	71,227	53,419	24.7%
125	宇部興産	36,664	122,611	88,264	25.0%
126	日本製鋼所	11,644	46,515	32,086	25.0%
127	旭化成	147,449	586,118	432,760	25.1%
128	プラザ工業	81,110	203,200	151,164	25.1%
129	トヨタ自動車	1,793,290	7,099,719	6,207,966	25.2%
130	豊田通商	146,359	679,837	370,793	25.2%
131	中興電力	93,672	370,280	286,459	25.2%
132	コンコルディア・フィナンシャルグループ	84,271	335,141	247,254	25.2%
133	日本ベント	66,718	240,845	117,262	25.2%
134	ホールディングス	34,693	137,636	101,310	25.2%
135	日立ハイテクソリューションズ	44,250	174,264	129,469	25.3%
136	T H K	26,789	105,620	77,860	25.3%
137	住友	149,495	587,592	436,173	25.4%
138	ニビニール	81,236	319,765	212,984	25.4%
139	小島製作所	56,171	221,137	166,371	25.4%
140	エニックス	36,545	143,821	105,233	25.4%
141	ディ・エス・テック	32,336	126,880	75,487	25.4%
142	セグロ	18,858	70,920	52,098	25.4%
143	ホールディングス	154,613	605,344	410,396	25.5%
144	光通	47,621	186,469	130,443	25.5%
145	カネカ	23,298	91,686	64,293	25.5%
146	日本航空電子工業	11,271	44,552	33,180	25.5%
147	エニックス・ホールディングス	135,727	526,166	376,086	25.6%
148	A D E K	17,986	69,871	47,726	25.7%
149	フナツク	161,911	626,894	463,817	25.8%
150	ナブテスコ	23,554	90,991	63,759	25.8%



About Tax Haven

タックス・ヘイブン対策税制とは①



①トリガー税率の廃止

図表にあるトリガーとは、英語のtrigger、名詞では「(ピストル等の)引き金」、動詞では「(事件などを)引き起こす、誘発する」という意味です。つまり、「タックス・ヘイブン対策税制の発動を誘発する税率」ということになります。

現行のタックス・ヘイブン対策税制では、日本の税金を回避されるリスクを、「外国子会社の税負担率:20%未満」で把握し、この税負担率が判定基準の入口となっています。外国子会社の税負担率が20%以上であれば、改正前は、ペーパー・カンパニーであってもタックス・ヘイブン対策税制が適用されなかったわけです。ちなみに、他国のトリガー税率は、米国は連邦法人税の90%(31.5%未満)、イギリスは法人税率の75%(14.25%)、ドイツは25%未満、フランスは法人税率の50%(16.7%)以下となっています。

タックス・ヘイブン対策税制とは②

「トリガー税率廃止」の意味は、外国子会社の税負担率でタックス・ヘイブン対策税制の入口の適用を考えるのではなく、新しい「入口」として、外国関係会社（日本居住者や日本法人が合計で50%超の持分をもっている外国の会社）が、8頁の図表のペーパー・カンパニー、事実上のキャッシュボックス、ブラックリスト国になるかを判定し、ならない場合に、経済活動基準を満たすかどうかの判定を行うことにあります。

こうした会社が、税負担率30%未満の国・地域にあると、その会社の利益全部が、親会社の利益と合算されて課税されます（会社単位の合算課税）。

今まで20%以上の国・地域に外国子会社をもっていれば大丈夫だった日本の親会社も、いきなり20%基準がなくなるといわれれば、大混乱は必至です。そのため、税負担率が20%以上の場合には、タックス・ヘイブン対策税制が免除される「制度適用免除基準」が設けられ、実質的にはトリガー税率が残りました。（7頁の図表③参照）。

しかし、ペーパー・カンパニー等はこの免除から外れますので、そうならない努力・工夫が必要とされます。税負担率が20%以上という、イギリスは2017年4月から19%ですが、ミクロネシアは21%、アメリカもトランプ税制改正成立なら連邦法人税は20%になりますが、州税もあるので原則20%以上になります。

ペーパー・カンパニー等でタックス・ヘイブン対策税制の適用外になるのは、税負担率が30%以上の国・地域にある外国子会社のみです。

新税制のペーパー・カンパニーは、次のいずれも満たさない会社です。

- (1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有する
- (2) その本店所在地国で事業の管理、支配や運営を自ら行っている

下記図表でいいますと、(1)が「経済活動基準」の「B 実体基準」、(2)が「C 管理支配基準」に関係します。(1)(2)のどちらかに該当すれば、ペーパー・カンパニーにはなりません。

タックス・ヘイブン対策税制とは③

ただし、税務調査時に「ペーパー・カンパニーではない」との証拠が求められ、それが出せない場合はペーパー・カンパニーと推定されるため、注意が必要です。

「主たる事業を行うに必要」と認められるためには、どの程度の固定施設が必要となるのかは、通達が出ていない現在では判断できませんが、参考になるかもしれないのがシンガポールの「レンタルオフィス事件」です。

事件のシンガポール子会社は、シンガポールのオフィスビル・フロアのうち、机1台分のスペースをレンタルし、代表取締役も現地在住の日本人になってもらい（この人は日系シンガポール法人7社の役員も兼任。因みに、シンガポール法人の役員は1人でいいのですが、現地在住が要件です）、経理、総務、営業事務もすべてアウトソーシングでした。また株主総会は、シンガポールで開催され、この日本人が出席し大株主である日本居住者は、電話で総会に参加していました。

納税者が勝訴した事件ですが、最大でも年商1億2千万円程度の小規模な精密機械部品の卸売業で、受注発注という形態でもあり、机1台の営業活動用レンタルスペース、現地役員の専用執務スペースまで、事業を営むのに十分な固定施設だと、裁判で認定されました。事件の詳細については、『究極のグローバル節税』の67ページ以降をご覧ください。

繰り返しますが、解釈通達が出ていないためはっきりとは申し上げられないものの、売上や業種業態、現地の人員構成などによっては、ペーパー・カンパニーから外れられると思われる。

ところで、この固定施設の場所は本店所在地国に限られませんので、タックス・ヘイブンに本店を置いても、事務所などの固定施設が別の国・地域にある場合は、上記(1)の実体基準は認められます。例えば、BVIなどの無税国に本店を設置し、シンガポールや香港に事業を行うに必要と認められる事務所等を置くケースです。(2)の管理支配基準については、レンタルオフィス事件では、現地でコントロールする代表取締役が複数の会社の現地役員を兼務していても、経理、総務、営業事務もすべてアウトソーシングであっても、基準を満たすと判断されました。

ですから、日本にいる役員が実質取り仕切っているが、現地に代表取締役をおいてそれなりの実務を担当させていれば、管理支配基準はクリア可能になると思われます。

タックス・ヘイブン対策税制とは④

「キャッシュボックス」とは、OECDのBEPSプロジェクトで出てきた概念です。「BEPS」とは、「Base Erosion and Profit Shifting」の略で、「税源浸食と利益移転」と訳されていますが、キャッシュボックスというのは、タックス・ヘイブンの利用を目的とした、従業員もなく、事業活動もしない資本の豊富な会社のことです。

利息や配当、株式譲渡益、デリバティブ取引の利益などの「受動的所得」を多くえている外国子会社は、租税回避のリスクが高い会社とみなされ、タックス・ヘイブン対策税制の対象になります。「受動的所得」については、8頁の図表の⑦に示されていますが、キャッシュボックス以外の外国関係会社にも大きな影響があるので、今後の連載を通じ、特に損益通算等については詳しく説明していきます。

こうしたキャッシュボックスは、日本の上場企業にはあまりないと思われますが、未上場の会社で海外に金融商品投資会社をもっていると、該当する恐れがあります。

適用の要件は、「受動所得÷総資産<30%以上」の会社がキャッシュボックスになりますが、貸借対照表上の「金融資産等÷総資産等<50%」の会社に限られます。

「ブラックリスト国にある会社」とは、租税に関する情報交換に非協力的な国、または地域に所在する外国関係会社です。これは、2016年6月に京都で開いたOECDの租税委員会でとりまとめられた「税の透明性に関する非協力的地域を特定する客観基準」にもとづいて2017年7月のG20のハンブルグサミットで指定国がでることになっていました。

ふたを開けてみるとブラックリスト国はトリニダード・トバコ国のみで、基準のひとつである「要請に基づく情報交換」への対応が不十分とされたようです(産経ニュース2017年7月8日)。

日本企業によく使われているケイマン、バミューダやブリティッシュ・バージン・アイランドは指定から外れました。

タックス・ヘイブン対策税制とは⑤

ペーパーカンパニーの規定では、

- (1) その主たる事業を行うに必要と認められる事務所等の固定施設を有する
- (2) その本店所在地で事業の管理、支配や運営を自ら行っている

の、どちらか一つを満たし、租税負担率が20%以上なら、タックス・ヘイブン対策税制は適用されません。これが、実質的にトリガー税率が残った意味でもあります。

ですから、例えば、租税負担率が21%のミクロネシア連邦にキャプティブ(自家保険)子会社がある場合は、(1)と(2)でどちらがクリアしやすいか検討する必要があります。しかし、税務調査を考えるならば、可能な限り二つとも満たしておいた方が無難でしょう。

一方、ハワイ州のキャプティブ(自家保険)子会社は、2017年の米国連邦税の改正で、正味保険収入料が220万ドルまで非課税になったため、租税負担率もその範囲で当然20%未満となり、以前もご紹介した、下記の図表の「経済活動基準」の4つを満たさないと、子会社の利益が親会社の合算課税の対象になります。

なお、キャプティブ(自家保険)とは、保険コストの最適化・削減目的や、日本国内で保険引き受けが困難なリスク(地震・賠償責任等)の保険化、税制・財務メリットを求めて、日本会社がキャプティブ保険を優遇している海外のオフショアセンター(例えば、バミューダ、ブリティッシュバージン諸島等)で設立する保険子会社のことです。

(1)(2)の条件について国税局からガイドラインが出ていないため、当面は過去の税務の裁判事例を見ていく必要はありますが、条文からみると、(1)の実体基準、(2)の管理支配基準ともに、解釈的には改正前とほぼ変わらないようにみえます。

また、租税負担率が30%以上ならペーパーカンパニーでもいいのですが、そうした国は、インド(30%)、オーストラリア(30%)、メキシコ(30%)、ブラジル(34%)アメリカ(40%、税制改正前)など、そう多くありません。従って、(1)(2)の条件について体制を整えておく必要があります。

タックス・ハイブン対策税制とは⑥

経済活動基準の「A 事業基準」について説明します。

この基準は、主たる事業が株式等の保有、工業所有権・著作権等の提供または船舶・航空機のリースでないこと、です。海外持株会社、海外IT(知財)保有会社などがこの基準に該当することになります。

ただし、統括会社の株式保有は対象外で、平成29年度改正以前からそうになっています。統括会社とは、持株事業会社や卸売事業会社で、次のすべての要件を満たす特定外国子会社等をいいます。海外ミニ本社といった位置づけです。

- ①内国法人等に係る特定外国子会社等で、その内国法人等により発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されていること(日本親会社の100%子会社であること)
- ②2以上の被統括会社(日本親会社の孫会社)を有し、その被統括会社に対して統括業務を行っていること(一社ではだめです)
- ③所在地国において統括業務に係る固定施設等及び統括業務に従事する者(専ら統括業務に従事するものであって、その特定外国子会社等の役員及びその親族等を除きます)を有すること(企業実体があること)

平成29年度改正では、基本法人税率が12.5%のアイルランドなどで航空機リース事業を行う外国子会社について、一定の要件をみたせば、タックス・ハイブン対策税制の合算課税から除外されることになりました。

一定の要件は、役員または使用人が、現地で航空機リース事業を的確におこなうに足る業務にすべて従事していることで、この他に費用基準やリース収益人件費割合基準があります。船舶リースはこうした改正がなく、裸用船契約(乗組員などがつかない船舶を貸す契約)は、タックス・ハイブン対策税制の適用になります。



Illustration



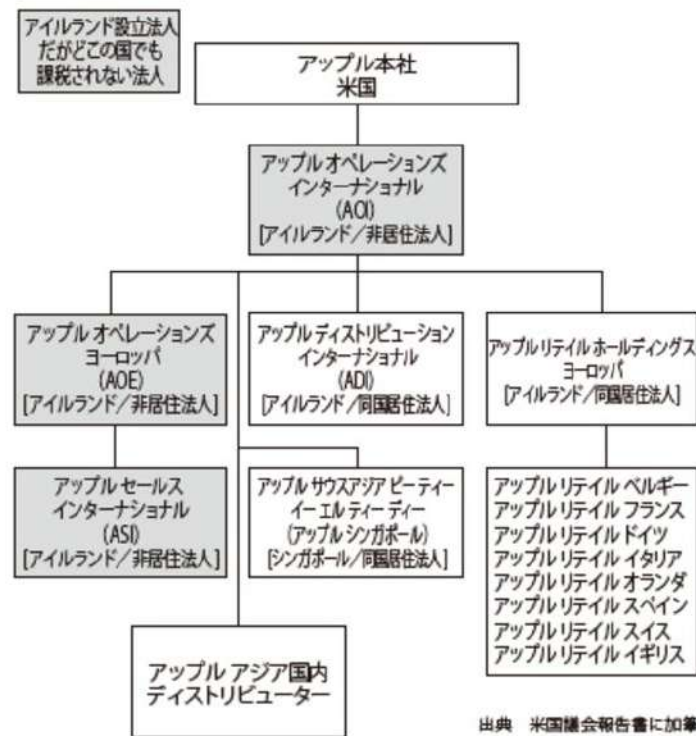
Apple社のグローバル節税ストラクチャー

アップルのグローバル節税では、非居住法人による二重非課税以外にも、コスト・シェアリングによる税金の極小化に注目が集まりました。

図表にあるアップル・セールス・インターナショナル(ASI: Apple Sales International)とその親会社であるアップル・オペレーションズ・ヨーロッパ(AOE: Apple Operations Europe)も、AOIと同様にアイルランドおよび米国の税務上の居住法人ではありません(もともと、ASIはアイルランドで法人税の申告をしており、2011年は220億USDルの売上に対して1000万USDルを納税しています。同社はアイルランドでも非課税なのですが、アイルランドの顧客に販売した製品の利益については納税申告しているとのことです)。ASIとAOEは、両社で米国アップル本社との知的財産の研究開発コストを分担する契約を結んでいます(コスト・シェアリング:費用分担契約)。

コスト・シェアリング契約によって海外子会社が知的財産の所有者になると、親会社に特許権や製造ノウハウに関してのロイヤルティを支払う必要がなくなります。したがって、親会社つまり米アップルへの移転価格税制の適用も難しくなるのです。移転価格税制とは、会社グループ内で海外関連会社との間における所得を移転することに対して、課税所得金額を算定し、親会社の所在地国で税金をかけようとする仕組みです。

では、アイルランドの子会社に留まる利益は、本社米国では課税がなされないのでしょうか。低税率国にある子会社などが得た利益が、本国の個人株主、親会社の所得と合算されて、本国の税率に基づいて課税される仕組みに「タックス・ヘイブン対策税制」というものがあります。これは主要な国に存在しており、日本でも同様です。米国において、このタックス・ヘイブン対策税制に当たるものが「サブパートF条項」です。



出典 米国議会報告書に加筆

Starbucks社のグローバル節税ストラクチャー



スターバックスは1998年にイギリスへ進出して以来、同国で累計30億ポンド(約5100億円)の売上を上げていましたが、法人税の支払いは860万ポンド(約15億円)のみで売上の約0.3%にとどまっていた。

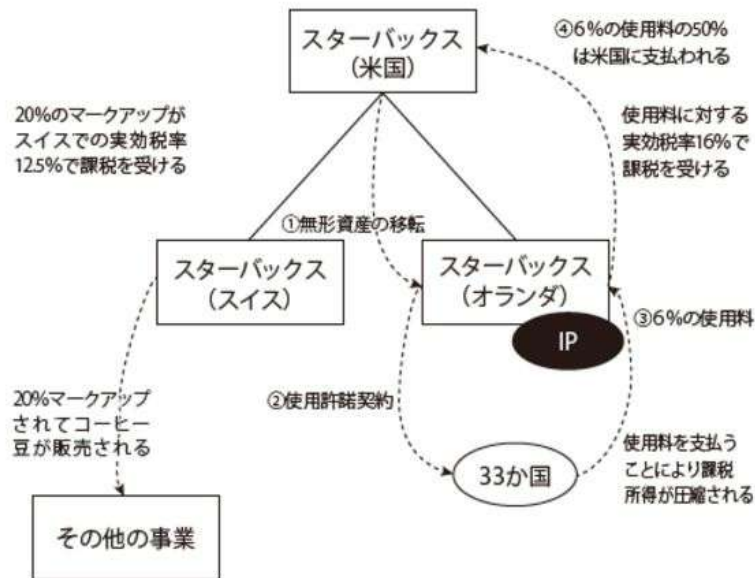
イギリスでは過去15年間のうち14年間にわたって利益が出ていないということになっていました。これはフランスとドイツでも同様で、同社は両国でも過去10年間、税金を納めていなかったのです。これはどういうことでしょうか。

スターバックスがイギリスなどで採用した節税手法は下記の図表とされています。スターバックスにはスイスに子会社があり、そこで全世界のスターバックスのコーヒー豆のうち、75%の取引を行っています。このスイスの会社は、スイスの法人実効税率12.5%で課税されていますが、この低い税率はスイスのカントン(州)における優遇税制を利用する結果です。

同社はコーヒー豆を輸入して焙煎した後(焙煎はオランダの別子会社が行う)、原価に20%の利益を上乗せして、全世界のスターバックス(各国の販売会社)に販売します。

これによってイギリスのスターバックスのみならず、世界中にあるスターバックスは、最初から原価に20%のコストを加えたコーヒー豆を購入する形となり、現地での売上のなかの当該部分がスイスの子会社に移転することになります。

もし、この20%分がなければ、その分の利益は販売国での法人税課税対象になりますが、このグローバル節税スキームによって、その利益は実効税率12.5%のスイス子会社に移転されるのです。



※組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある

出典 平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業調査報告書
(経済産業省、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)

Microsoft社のグローバル節税ストラクチャー①

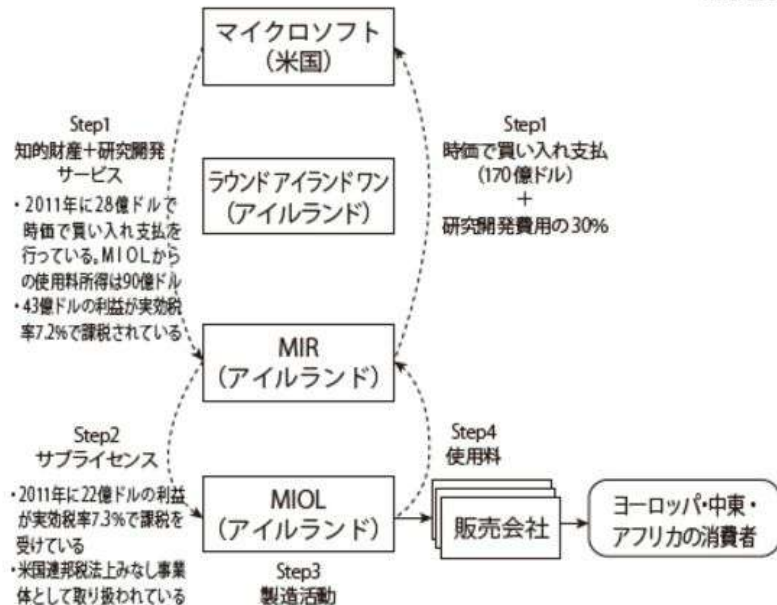
マイクロソフトの製造と販売の仕組みは、スターバックスよりもさらに複雑になります。知的財産権を持つ子会社から、知的財産権はさらに別の子会社にサブライセンスされ、それらの子会社が生産を受け持つとともに、各区地域の販売会社に販売するという形式です。実際の仕組みを図とともに見ていきましょう。

右図はアイルランドの事業体のストラクチャーです。MIR (Microsoft Ireland Research) はアイルランド子会社 (Round Island One) の100%子会社で「支店」扱いになっています。

製造・販売を行わないMIRは、まず知的財産権をMIOL (Microsoft Ireland Operations Limited) にサブライセンスします。次にMIOLが知的財産権を使って製造活動し、製品を販売会社に販売しています。

『国際租税問題に関する調査報告書』(経産省、PwC)によると、2011年には、アイルランドのマイクロソフト子会社MIRは43億USDの利益を上げましたが、それに対する実効税率は7.2%でした。さらにその子会社のMIOLは22億USDの利益を上げており、7.3%で課税されています。

またMIRはMIOLから90億USDのライセンス料を受け取っていますが、米国のチェック・ザ・ボックス規則によってMIRとMIOLは「支店」とみなされて内部取引となり、この90億USDは米国のタックス・ヘイブン対策税制(サブパートF条項)の適用外所得になります。



MIR: Microsoft Ireland Research
MIOL: Microsoft Ireland Operations Limited

※組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある

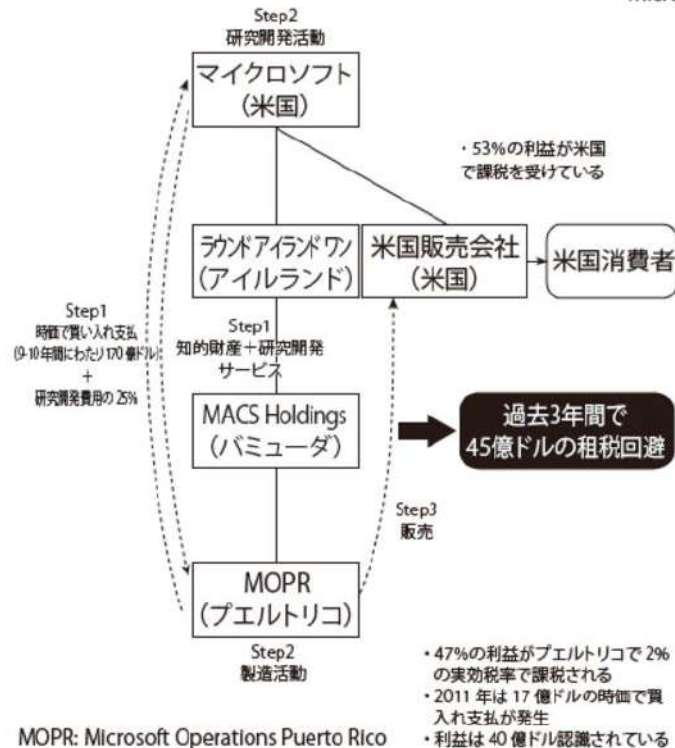
出典 平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業調査報告書
(経済産業省、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)

Microsoft社のグローバル節税ストラクチャー②

次はプエルトリコの事業体です。右図にあるように、同地の工場では製造と小売り用ソフトウェアの複製を行っています。プエルトリコで製造された製品は、米国にあるマイクロソフトの販売会社に販売されます。

同じ調査報告書からは、マイクロソフトの全売上の利益の47%がプエルトリコに帰属し、現地に於て約2%の税率で課税されていることがわかります。

このマイクロソフトのグローバル節税スキームも合法的なもので、脱税などとはまったく別種のテクニックといえます。マイクロソフトのケースに限らず、これまでの連載の中で挙げた、アップル、スターバックスの例でも取り上げた「コスト・シェアリング」や「チェック・ザ・ボックス」は、米国内における税法上の死角ともいえるものなのです。



※組織図はイメージであり、実際の資本関係とは異なる場合がある

出典 平成24年度アジア拠点化立地推進調査等事業調査報告書
(経済産業省、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)

IKEA社のグローバル節税ストラクチャー①

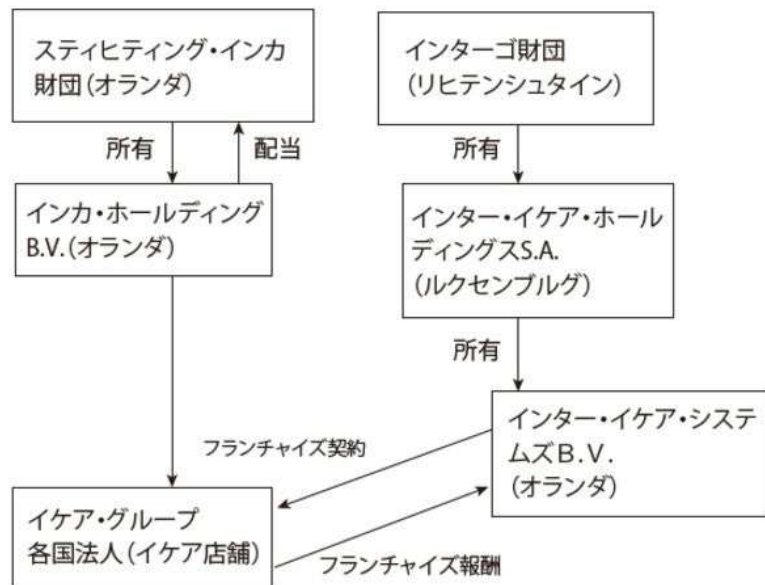


イケアグループの頂点には2つの財団があり、各々が異なる役割を果たしながら、それぞれの傘下に複数のグループ会社を持ち、外部からは資金の流れが見えにくい、複雑な体制をつくり上げているのです。

財団のひとつは、スティヒティング・インカ・ファウンデーション(SIF: Stichting INGKA Foundation)というオランダの非営利慈善財団で、これは免税財団でもあります。年次報告書の提出義務がないことから、財務内容はわかりませんが、報道によれば360億ユーロ(約5兆円)の資産があるとされています。

この財団は、1982年にイケア創業者のイングヴァル・カンブラード(Ingvar Kamprad)氏によって設立され、財団名のINGKAは同氏の名前から取られています。最大の特徴は、イケアの店舗や工場などグループ会社の持株会社に当たるインカ・ホールディング(INGKA Holding B.V.)の株式を持っているという点でしょう。この会社名の最後に付く「B. V.」は、オランダの法人形態のひとつであるBesloten Vennootschapのことで、出資者が出資額を限度として有限責任を負う有限責任会社であるとともに、株式の譲渡制限がある非公開会社であることを示しています。

イングヴァル・カンブラード氏は御年88歳で、スイスに数十年居住しています。イケアグループのスーパーバイザリー・ボードの会長を2006年に辞任する一方、INGKA Foundationのスーパーバイザリー・ボードのシニア・アドバイザーとして現在も活躍しています。米フォーブス誌によれば、カンブラード一族の総資産は41億USD(約4300億円)に達しているといえます。



出典 インター・イケア・グループ2012年アニュアルレポート
及びイケア・グループ2012年年間サマリーより、作成

IKEA社のグローバル節税ストラクチャー②

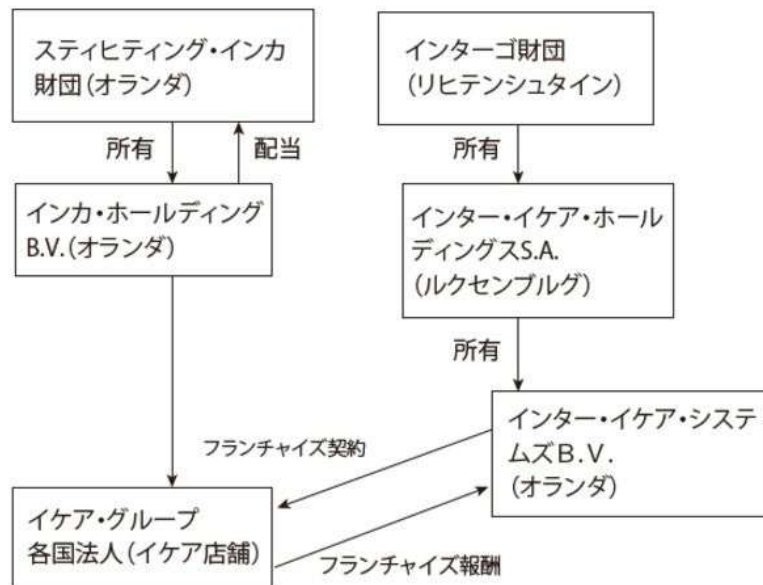


もうひとつの財団であるインターゴ財団(IF: Interogo Foundation)はリヒテンシュタインにあり、ルクセンブルグにあるインター・イケア・ホールディングス(Inter IKEA Holding S.A.)の所有者です。このインター・イケア・ホールディングスは、傘下にフランチャイズ店の管理、イケアのトレードマーク、コンセプトのノウハウを保有するインター・イケア・システムズ(INTER IKEA Systems B.V.)や、イケアの店舗を核とするショッピングモールの開発・管理・運営をするインター・イケア・センター・グループ(Inter IKEA Center Group A/S)などを保有する持株会社です。

トレードマークやコンセプトのノウハウからのロイヤルティは、売上の3%となっています。年次報告書の連結決算によるイケアグループ全体の2013年総売上は約285億ユーロ(約4兆円)でしたから、ロイヤルティ収入だけで約1000億円単位でしょう。簡略化すると、このようなイケアのグループ構成は図表のようになっています。異なる国にある2つの財団がグループを統括していることがわかります。

イケアグループ全体の連結売上は、前述の通り約285億ユーロ(約4兆円)で、税引き前利益は約40億ユーロ、法人税は7億7500万ユーロ(約1085億円)となっています。その法人実効税率は18.9%であり、2012年の17.8%から1.1%上昇しています。

先に説明したグループ構成によって、具体的にイケアがどの程度の節税をしているのかは明確ではありません。ただし、店舗展開の中心となっているヨーロッパ圏では、一般的な法人税率が25~35%程度であることを考えると、タックス・プランニングによる圧縮を行っていることは明らかです。また、免税財団であるオランダのSIFIには、30億ユーロが配当金として流れ込んでいます。



出典 インター・イケア・グループ2012年アニュアルレポート
及びイケア・グループ2012年年間サマリーより、作成

Global Tax Planning

what Japanese
Companies
should take.



CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

Reference

<https://www.oecd.org/tax/tax-global/tax-co-operation-for-development-progress-report-2019.pdf>

<https://www.oecd.org/tax/transparency/global-forum-annual-report-2018.pdf>

<https://report.educationcommission.org/wp-content/uploads/2016/11/Global-Taxation-Financing-Education.pdf>

<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/xx/pdf/2018/02/global-tax-benchmark-survey-report.pdf>

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/kokusaisozei/kokusaisozei.html

https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=6736&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1

<https://toyokeizai.net/articles/-/314214>

<https://core.ac.uk/download/pdf/229766539.pdf>

https://www.o-hara.ac.jp/grad/pdf/nenpo07_3.pdf

<https://fairtaxmark.net/wp-content/uploads/2019/12/Silicon-Six-Report-5-12-19.pdf>

<https://home.kpmg/xx/en/home/insights/2017/03/global-tax-department-benchmarking.html>

https://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/taxation/gen_info/good_governance_matters/digital/report_digital_economy.pdf

<https://www.globalreporting.org/media/sfcp crt4/gri-207-tax-standard-2019-factsheet.pdf?id=1616>

https://www.ey.com/en_gl/tax-guides/worldwide-corporate-tax-guide-2020

https://www.mof.go.jp/english/international_policy/convention/g20/annex10_4.pdf

<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/global/Documents/Tax/dttl-tax-global-compliance-outsourcing-download-270913.pdf>

<https://tax.thomsonreuters.com/site/wp-content/pdf/onesource/china/Managing-Global-Tax-Reporting-Challenges-English.pdf>

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je02/pdf/wp-je02-00202-02.pdf>

<https://dot.asahi.com/aera/2020020500010.html>

<https://dot.asahi.com/aera/2015092100049.html?page=2>

<https://gentosha-go.com/ud/authors/55dc47b177656167a3010000>

<http://www.cipfa.org/~media/appg/sticking-plaster-appg-responsible-tax-report.pdf>

<https://www.nta.go.jp/english/taxes/withholding/index.htm>

<https://www.eytax.jp/services/pdf/gcr-service-e.pdf>

<http://documents1.worldbank.org/curated/en/143331468313829830/pdf/886380WP0DB20100Box385194B00PUBLIC0.pdf>

https://www.taxjustice.net/wp-content/uploads/2020/11/The_State_of_Tax_Justice_2020_ENGLISH.pdf

株式会社 HATASE HOLDINGS

<https://www.hataseholdings.jp/>